

# 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震 ～ 医療保険制度における対応 ～

## 1 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の徴収猶予

(一部実施済、一部検討中)

- ・ 氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関を受診することが可能。  
注) 公費負担医療についても同様に手帳等の提示なしに受給可能。  
(障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等)
- ・ 住宅が全半壊したり、主たる生計維持者が死亡した場合は、一部負担金等の徴収を猶予。
- ・ 保険者に対しては、一部負担金等の減免、徴収猶予を依頼。
- ・ 入院時食事療養費、生活療養費等の自己負担を免除する法改正を検討中。  
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

## 2 医療機関への配慮(一部実施済、一部検討中)

- ・ 一部負担金等の徴収を猶予した医療機関は、患者負担分を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- ・ 審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立て替えることを検討中。

## 3 保険者への財政支援(検討中)

- ・ 一部負担金等の減免を行った保険者への財政措置を検討中。  
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

## 4 保険料の免除、猶予等(一部実施済、一部検討中)

- ・ 保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長が可能である旨の事務連絡を发出済。(健康保険は保険料の減免を除く。)
- ・ 健康保険において保険料を免除する法改正を検討中。  
(阪神淡路大震災時と同様の措置)
- ・ 保険料の減免を行った保険者への財政措置を検討中。  
(阪神淡路大震災時と同様の措置)

照会先

(1関係) 保険局総務課 直通 03-3595-2550

(2関係) 保険局医療課 直通 03-3595-2577

(3、4関係) 保険局保険課 直通 03-3595-2556

# 平成23年度東北地方太平洋沖地震および長野県北部地震 ～ 介護保険制度等における対応～

## 1. 被保険者証なしでの介護サービスの利用・利用料等の支払猶予

- ・氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能。
- ・現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。
- ・利用料等の支払が困難な方は、支払を猶予。
- ・居住費・食費の自己負担を免除する法改正を検討中。

## 2. 介護事業者への配慮

- ・利用料の徴収を猶予した事業者は、利用者負担分を含めて介護に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求。
- ・審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立て替えることを検討中。
- ・介護保険施設等において定員超過のサービス提供が可能。
- ・避難所や旅館等避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供が可能。

## 3. 保険料等の免除、猶予等

- ・保険者の判断により保険料の減免、支払猶予及び納期限の延長が可能であり、減免額が一定以上の場合に国から特別調整交付金が交付される。
- ・保険料、利用料の減免に関する財政措置について検討中。

## 4. 介護職員の派遣、避難者の受入等

- ・被災地の社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣等について調整中。
- ・職員派遣により一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合については、柔軟な取り扱いが可能。保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長が可能である。
- ・被災地域以外の介護施設等において、避難者の受入れに取り組んでいる。